



水道局を名乗って高齢者宅を訪問、水質検査をしてお金を請求する事例が発生！！

事例

80歳代で一人暮らしをしているAさん宅に、市の水道局を名乗る男が訪問し水道メーターがおかしいので水質検査をしようと言った。男は、コップに水道水を入れ、試薬のようなものをスポイドで入れた。すると水が褐色に変わった。

男は、「水が汚れている、このような水を飲んでいるとガンになる」と言い、水質検査の料金を請求した。Aさんはお金がないと断ったところ、男は、それではまた来ると言って帰った。不審に思ったAさんは、水道局に問合せ、市水道局がこのような検査を行っていないことを知った。

解説

同様な事例が市内で複数発生しています。請求された料金は数千円～30万円位まであり、お金を支払っても契約書だけではなく領収書も渡されません。訪問販売の場合、業者は、法律でクーリング・オフ告知のある契約書を交付することが定められており、交付しない場合、罰則もあります。

市水道局が個別に訪問し宅内の水質検査をすることも料金を請求することはありません。また、浄水器等の商品を販売することはありません。

この事例の場合、Aさんは、水質検査を依頼したわけではありませので、代金を支払う必要はありません。水道水には消毒のため塩素が入っていますので、試薬を入れることにより残留塩素に反応したと思われます。水が汚れているわけではありません。

このような実験をして見せて浄水器などの商品を売る商法を実験商法と言います。お金を支払ってしまってもクーリング・オフすることが出来ます。クーリング・オフ告知のある契約書を受け取ってから8日以内に書面で「クーリング・オフ通知」を出しましょう。

しかし、この業者は一切書面を渡さなかったため、クーリング・オフ通知を出すことも返金を求めるために連絡を取ることもできませんでした。法律違反であり、詐欺的商法と言えるでしょう。

このような業者から請求されても直ぐには支払わないで、市役所の水道局や消費生活センターに問い合わせるか、家族やヘルパーさん等身近な人に相談してください。